

## 【別紙】

確認対象の関連規則（個別契約成立時点の規則を基準とする）

日本国内で販売される食品（輸入食品を含む）

1：表示項目について

1-1. 表示方法の規則を確認

消費者庁「食品表示基準」

消費者庁「食品表示基準Q & A」

消費者庁「食品表示基準について」

2：名称

2-1. 食品の種類により名称の規定を確認

「1. 表示項目」についての規則に同じ

2-2. 公競規の参加事業者は定義に従った種別名称等を表示

（社）全国公正取引協議会連合会「公正取引協議会一覧表」

2-3. 乳及び乳製品にあつては定義に従った種別を表示

厚生労働省「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」

3：原材料名、添加物

3-1. 食品の種類により原材料の規定を確認

「1. 表示項目」についての規則に同じ

3-2. 添加物の使用基準の確認

（財）日本食品化学研究振興財団「各添加物の使用基準及び保存基準」

4：内容量

4-1. 表示方法の規則を確認

「計量法」

4-2. 特定商品の確認

「特定商品の販売に係る計量に関する政令」第5条参照

5：期限表示、保存方法

5-1. 表示方法の規則を確認

「1. 表示項目」についての規則に同じ

5-2. 期限表示設定の基本的な考え方の参照

消費者庁「食品期限表示設定のためのガイドライン」

6：製造者

6-1. 表示方法の規則を確認

「1. 表示項目」についての規則に同じ

## 7： 栄養表示

### 7-1. 表示方法の規則を確認

「1. 表示項目」についての規則に同じ

### 7-2. 栄養成分表示の設定方法の参照

食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン

## 8： 強調表示、機能性表示

### 8-1. 表示方法の規則を確認

「1. 表示項目」についての規則に同じ

## 9： 酒類の表示について

### 9-1. 表示方法の規則を確認

「1. 表示項目」についての規則に同じ

### 9-2. 品目等の定義を確認

国税庁「酒類の表示」

## 日本国外へ輸出し販売される食品

### 1： 食品表示について

個別契約で定める対象国における食品表示関連規則

### 2： 原材料および添加物使用基準について

個別契約で定める対象国における食品表示関連規則

以上、原則として食品製造者、輸入者もしくは輸出者が表示する上で参照する規則を対象とする。